

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 契第 ネー 6 2 号

契約件名： A重油買入(広島港)

項 目 及 び 構 成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 入札参加申込手続き
5. 入札書及び関係書類の提出場所等
6. その他

別添	入札書（様式）
別添	紙入札方式参加願（様式）
別添	紙入札業者登録用調査表
別添	確認書（様式）（電子入札参加申込み用）
別添	契約書（案）

入 札 説 明 書

第六管区海上保安本部の調達契約に係わる入札公告(令和8年7月1日)に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

第六管区海上保安本部長 池上 浩之

2. 調達内容

(1) 契約件名

A重油買入(広島港)

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和9年3月31日

(4) 履行場所

広島港に停泊中の指定する巡視船燃料タンク内

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

広島市南区宇品海岸三丁目10番17号

第六管区海上保安本部 経理補給部 補給課

Tel082-251-5111 (内線 2260)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免 除

3. 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

① 予算決算及び会計令第70条に規定される契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第71条の規定に規定される次の事項に該当する者。

以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) **令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格審査)**において「**物品の販売**」**A、B、C又はD等級**に格付けされ、「**中国**」又は「**四国**」地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者(ただし、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)

(4) 第六管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) **石油の備蓄の確保等に関する法律(平成13年法律第55号)の規定に基づく石油製品販売業の届出をしている者であつて、購入物品の補給を迅速、適切に行うことができる者であること。**

4. 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

① 電子調達システムによる場合

電子入札参加希望者は、3（2）の資格を有することを証明する書類（**資格審査結果通知書（写）**）及び**確認書**を証明書等の提出期限までに電子調達システムにより送信すること。

② 紙による入札の場合

紙入札参加希望者は、3（2）の資格を有することを証明する書類（**資格審査結果通知書（写）**）及び**紙入札方式参加願、紙入札業者登録調査表**を下記5（2）の問合せ先へ、**証明書等の提出期限までに持参又は郵送にて提出すること。**

※電子入札、紙入札いずれの場合も、郵送の場合は、配達証明が確認できるもの。

また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は年間委任状を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

年間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として個別案件における委任は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2003 形式以下のもの
2	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下のもの
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル 画像ファイル（JPEG 形式及び GIF 形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合

証明書等のファイル容量が3MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参

加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5（2）の契約係担当者に手渡すこと。直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5（2）にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

（5）証明書等の提出期限 令和8年8月3日 16時00分

（6）証明書等審査結果の通知

4（1）により提出された証明書等の審査結果を、令和8年8月12日までに電子調達システム及びEメール等により通知する。

※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

5．入札書の提出場所等

（1）入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

問い合わせ先は、下記(2)に同じ

（2）入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒734-8560 広島市南区宇品海岸三丁目10番17号

第六管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係

TEL082-251-5111（内線2224）

（3）入札説明書及び仕様書の交付期間

公告日から令和8年8月3日 16時00分まで

① 入札説明書の交付場所は、上記(2)に同じ。

② 仕様書の交付場所は、上記2（5）に同じ。

（4）入札書の提出期限

① 電子調達システムによる場合

令和8年8月24日 16時00分

② 紙による入札の場合

令和8年8月24日 16時00分

（5）入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

（ア）入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

(イ) 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)

(ウ) 入札書等の提出

- a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
- b 電子入札に利用することができる I C カードは、資格審査結果通知書に記載されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任により委任を受けた者の I C カードに限る。

② 紙による入札の場合

(ア) 入札書の様式は、別紙様式1-2によるものとする。

(イ) 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
- d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載(法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載)しなければならない。ただし外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。
入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。
- e 受任者(以下「代理人」という)が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名(法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名)を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役(社長) ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
海保株式会社 東京支店(又は○○部)
支店長(又は○○部長) ○○ ○○ 印

(ウ) 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。
なお、郵送により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」(押印省略の場合、「入札書在中 押印省略」と記入した物を上記5(2)宛、入札書提出期限までに簡易書留郵便等により送付しなければならない。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - (ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - (イ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - (ウ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - (エ) 金額を訂正した入札
 - (オ) 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - (カ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - (キ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (ク) 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - (ケ) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
 - (コ) 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、第六管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。
- ② 電子入札参加者は、I Cカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日 時；令和8年8月25日 11時00分

場 所；第六管区海上保安本部 6階入札室

(9) 開札

- ① 電子調達システムによる場合
 - (ア) 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
 - (イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指

定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

(ア) 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。(この間、開札場への入退室はできない。)

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

(ウ) 入札者等が開札に立ち会わない場合は、第2回目以降の入札を辞退したものとする。なお、紙入札方式での入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも当該紙入札方式での入札参加者の入札は有効として取り扱う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

(ア) 同価格の入札をした者が電子入札参加者のみの場合、電子入札参加者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

(イ) 同価格の入札をした者が電子入札参加者と紙入札参加者が混在する場合、電子入札参加者が入力した電子くじ番号及び紙入札参加者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(ウ) 同価格の入札をした者が紙入札参加者のみの場合、その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。**電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札参加者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札参加者は「紙入札方式参加願（様式1）」に記載するものとする。**

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、すみやかに契約書を取り交わすものとする。

② 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

③ 契約金額が250万円に満たない場合は、省略することもある。

(5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災

②広域・地域的停電

③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）。

(6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間

の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する）。

(7) 支払条件

毎月納入完了後、支払う。

(8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 第六管区海上保安本部が発注する工事、製造、物件の買入れ等（以下「工事等」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

④ 工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(9) その他詳細規程

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「第六管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

(10) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(11) 談合等不正行為があった場合の違約金等

① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(イ) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(ロ) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令
(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下、「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号について同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ハ) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(ニ) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(12) 本契約により納入する軽油は、軽油引取税の課税免除の特例(地方税法附則第12条の2の7各号)が改正等により解除され、課税免除が消失した場合は課税軽油とする。